

奈良県協同農業普及事業の実施に関する方針

奈良県

第1 基本的な考え方

協同農業普及事業（以下「普及事業」という。）は、直接農業者に接して農業生産方式の合理化その他農業経営の改善または農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を行うこと等により、主体的に農業経営及び農村生活の改善に取り組む農業者の育成を図るとともに、農業の持続的な発展及び農村の振興を図るものである。

近年、農業就業者や農村人口の減少、高齢化等により、人手不足や生産基盤の脆弱化、農村地域の集落機能の一層の低下が懸念される状況にある。

このような状況のなか、本県の普及事業を、地域農業・農村における密接な活動による農業施策の重要な推進手法として位置づけ、行政及び試験研究、研修教育との連携及び一体化を図りつつ、より一層、効率的・効果的な事業を実施する。

また、直接農業者に接して支援を行う普及指導員が、技術を核として、その特性を十分に発揮し、地域農業の生産・流通面における革新を総合的に支援する役割を果たすことが必要である。

第2 普及指導活動の基本的な課題と推進方向

食料・農業・農村基本計画の実現を推進する国の施策を踏まえつつ、「奈良県豊かな食と農の振興計画」の目標達成に向け、普及指導活動の基本的な課題とそれらの取組の推進方向について以下のとおり設定する。

1. 奈良の食の魅力づくりと県産農産物の戦略的な販売の推進

優れた農産物のブランド力を強化するとともに、県産農産物を活かした商品開発を推進する。また、県内・近畿圏・首都圏・海外の主な販売チャネルに対する販路拡大を図るとともに、産地直結型の流通経路の構築や、希少性やこだわりを活かした販売、観光客による消費拡大、首都圏での情報収集に基づく販路の開拓を推進する。

2. 県産農産物の生産振興

ブランド力の強化や販路拡大といった販売戦略を踏まえ、需要に応じた生産振興を実施するとともに、リーディング品目及びチャレンジ品目等、重点品目の

集中的な生産振興を図る。

また、農業生産工程管理（GAP）の普及を促進するとともに、農薬等の適正使用や有機農業等の環境保全型農業、総合的・雑草管理（IPM）、土づくり、温暖化等気候変動に対応した品種・品目転換を含めた生産安定技術の普及等の取組等を推進する。

さらに、地域の実情に応じた生産振興とスマート農業をはじめとした先端技術の普及を図る。

3. 担い手の育成・確保と農地マネジメントの推進

効率的かつ安定的な農業経営に取り組む経営体及びこれを目指す経営体、新規就農者、法人経営や将来法人化が見込まれる集落営農組織、地域農業を牽引する経営体の育成・確保に向けた取組を推進する。また、女性や障がい者など多様な主体の農業参入、雇用労働力の活用を推進する。

さらに、農地を有効に活用するため、農地のマッチングを進め、担い手への農地集積を推進するとともに、農業の生産性向上を図る地域「特定農業振興ゾーン」を設定し、各地域の将来像に合わせて、各種施策を集中的・優先的に推進する。

4. 地域資源を活用した農村地域の活性化

農地や農業用施設等の地域資源の保全管理や、市町村を中心に地域ぐるみで取り組む鳥獣被害防止対策の活動を総合的に支援する。

第3 普及指導活動の方法に関する事項

1. 普及指導活動の重点化

普及指導活動にあたっては、県の食と農の振興方向を踏まえ、各地域の状況に応じて、取組の必要性及び緊急性が高いものに重点化する。また、関係機関との役割分担と連絡・調整により全体として成果があがるよう努める。

2. 新規就農者の育成

世代間のバランスの取れた農業就業構造の実現及び多様な形態からの就農を促進するため、新規就農相談センター及びなら食と農の魅力創造国際大学校等と連携するとともに、指導農業士等の協力を得て、農業内外からの青年層を含む幅広い世代の就農及びその定着の促進、次世代の担い手への生産基盤の円滑な継承と就農後の経営改善等の支援及び新規就農者の受け皿となる農業経営の法人化や企業の農業参入を推進する。

また、新規就農及びその定着を促進するため、関係機関や先進的な農業者等と

連携し、就農前後にわたる一貫的な支援を行うとともに、新規就農者等の技術や経営の発展段階等に応じ、効果的な支援を行うよう努めるものとする。

3. 農業者に対する支援の充実・強化

普及指導員の本来職務である直接農業者に接して行う普及指導活動に要する時間が十分に確保されるよう留意する。農業者に接する際には、関連する施策情報を含めて情報提供を行うよう努めるものとする。また、普及指導活動の充実・強化及び効率化を図る観点から、ICTの積極的な導入とこれを活用した普及指導活動を推進するよう努めるものとする。

さらに、農業経営に必要な技術・経営情報に加え、施策や普及指導活動実績等について広く認知されるよう、農業者を始めとする関係者・関係機関等への情報発信を効果的かつ効率的に行うよう努めるものとする。

また、農業者による品種育成や技術の開発・改良等の知的財産の創造及びこれらの保護、活用に関する取組を適切に支援する。また、普及指導活動において知り得た農業者の情報の取り扱いについては、その内容や性質に応じた適切な管理に留意する。

4. 先進的な農業者等とのパートナーシップの構築

先進的な農業者や地域リーダー等に対し、経営発展のみならず地域振興に資する施策情報の提供等を積極的に行いつつ、普及指導計画の策定と評価を行う際に意見を求めるほか、新規就農者の育成・確保を始めとした地域農業・農村を振興するための取組を協働で行う。

5. 関係機関との連携

行政機関、試験研究機関、民間等との適切な役割分担と一層の連携強化を通じて、地域農業の振興を図るよう努める。

また、地域農業の発展に向けて、課題解決のためのビジョンを持ち、市町村、地域の農業団体、民間企業、試験研究機関、教育機関、先進的な農業者、外部有識者等の多様な関係者・機関をコーディネートする役割を果たすよう努める。

(1) 行政機関との連携

普及指導計画に国・県の行政施策を位置付け、国や市町村等との役割分担と連携を図りながら積極的な活用を努めるものとする。また、普及指導活動の成果に加え、普及指導活動を通じて得られた行政施策の効果及び推進上の課題についても積極的に情報発信を行うよう努めるものとする。

(2) 試験研究機関及び教育機関等との連携

県、独立行政法人、大学等の試験研究機関との一体的な取組の充実強化に努めるものとする。研究開発の企画段階から、現場の課題や技術の改善すべき点等を伝えるなどにより、より実用性の高い技術が開発されるための役割を果たすよう努める。また、こうして得られた成果を活用し、地域の課題解決を図るものとする。

(3) 民間等との連携の強化

各地域の実情に応じて、農業協同組合が行う営農指導と民間の専門家の活用に努めるものとする。

また、生産技術や経営をはじめ、流通・加工や販売等において民間企業等の活力を最大限に活用し、効果的かつ効率的な普及指導活動を展開するため、適切な役割分担に配慮しつつ、民間企業等との連携強化に努めるものとする。

6. 都道府県間の連携

広域的な課題に対して、都道府県横断的な検討及び解決が図られるよう、農業革新支援専門員が中心となり、都道府県間の情報共有、技術協力等を行う。

7. 普及指導計画の策定と評価

県内に設置されている普及指導センターは、本実施方針の第2の普及指導活動の基本的な課題と推進方向に即し、管轄区域の農業・農村の現状と長期的発展方向、農業者のニーズ等を踏まえて、毎年度、普及指導の年度計画を策定し、これに基づき普及指導活動を実施する。

また、その活動成果等について、普及指導センター内で内部評価を実施するとともに、先進的な農業者や関係機関等を含む委員による普及活動外部評価を実施し、その結果を公表する。

さらに、これら評価結果を、次年度以降の普及指導計画に反映させることを通じて、普及指導活動の改善を行う。

8. 調査研究の実施及びその成果の活用

普及指導員による調査研究の実施に当たっては、普及指導活動及び普及指導員の資質の向上に資するものとし、試験研究機関を始めとする関係者・関係機関との連携を積極的に図るほか、地域の特性に応じて調査研究を積極的に実施し、その成果を有効に活用するものとする。

第4 普及指導員の配置に関する事項

1. 普及指導員の配置

普及指導員が求められる役割を果たし、農業者からの高度かつ多様なニーズや地域課題へ効果的に対応し、普及指導員の専門性及び普及指導活動の手法に係る長期的な資質向上、普及指導員資格を有する者の計画的養成、組織的な機能の発揮等に留意して、普及指導員の適正な配置に努めるものとする。

このため、本県では、食と農の振興部農業水産振興課に、部関係各課や試験研究機関との連携・調整、専門分野ごとの普及指導活動の総括・指導、普及指導員の資質向上を行う普及指導員を配置する。また、農林（業）振興事務所に、地域農業・農村の実態を踏まえ、地域における活動体制を基本としつつ専門項目を担当する普及指導員を配置する。

2. 農業革新支援専門員の配置

高度な専門性や経験等を有し、各分野の普及指導活動を総括し、試験研究機関・教育機関・行政機関・民間企業等との連携強化による専門技術の高度化や政策課題への対応、他の都道府県との連携、普及指導員の資質向上及び先進的な農業者等からの高度かつ専門的な個別相談・支援対応等を担う農業革新支援専門員を、食と農の振興部農業水産振興課及び農林（業）振興事務所に、主要な農政分野・技術分野ごとに配置する。

第5 普及指導センター等の運営

1. 普及指導センターの整備

普及指導員の活動拠点として、普及指導センターを農林（業）振興事務所に整備し、農業者等のスマート農業をはじめとした技術及び経営に関する情報発信・相談窓口として機能するように、試験研究機関や民間等の専門家、市町村や農業団体等の関係機関と連携体制を整えるよう努めるものとする。

2. 農業革新支援センターの整備

農業革新支援専門員の活動拠点として、農業革新支援センターを食と農の振興部農業水産振興課に整備し、先進的な農業者等からの高度かつ専門的な相談への対応や、国や試験研究機関、民間企業、他の都道府県とのネットワークの構築及び新たな技術等に係る情報の集約整理等により、普及指導センターの活動を支援する。

第6 普及指導員の資質の向上に関する事項

1. 資質向上に関する基本的考え方

農業者の高度で多様なニーズや農業・農村の課題に的確に対応し得るよう、任用後5年以内を目途に中堅的な普及指導員としての技術指導能力、課題解決能力を備えた者を育成するとともに、農業情勢や技術の進歩に伴う知識、情報の刷新を図り、常に普及指導員の資質向上を図るため、普及指導員の自己研鑽の促進及び研修の充実・強化に努める。

2. 資質向上研修の方法

自己研鑽はもとより職場研修及び集合研修等により、各自の能力・資質の状況や解決すべき課題等に応じて自ら必要な能力を強化できるよう、別に定める「奈良県普及指導員育成指針」に基づき計画的、体系的に行う。

第7 農業研修教育の充実強化

なら食と農の魅力創造国際大学校は、試験研究機関及び普及指導センター、農業革新支援センターとの連携と役割分担を図りつつ、実習と講義等を組み合わせた実学的な研修教育を通じて、将来の農業・農村を担うべき人材を養成する。

また、普及指導センター及び農業革新支援センター、なら食と農の魅力創造国際大学校、新規就農相談センター等が適切に役割分担・連携するとともに、農業協同組合等関係団体及び地域の先進的な農業者等の協力により就農前から就農後にわたる継続的な支援に努める。

1. なら食と農の魅力創造国際大学校における研修教育

ア 新規学卒者及び新規参入者、Uターン者等、就農意欲のある者を主たる対象とし、普及指導センター及び農業革新支援センター、試験研究機関と連携した研修教育を実施する。

イ 社会人を含む幅広い世代の就農を促進するため、社会人等に対する研修機会の提供等を行うものとする。

ウ 農業生産工程管理（GAP）に関する教育、企業及び研究機関等と連携したスマート農業技術研修等を始めとした、実践的・発展的な教育内容の充実強化を進める。

2. 就農支援の取組の推進等

農家出身でない学生や雇用就農する農家出身の学生等が増加していることを踏まえ、なら食と農の魅力創造国際大学校は、学生等の円滑な就農のため、就農相談や農業法人等とのマッチング、普及指導センターとの連携等の就農支援の

取組を推進するとともに、就農後における地域への定着が図られるよう関係機関と連携する。

3. 学校教育との連携等

なら食と農の魅力創造国際大学校は、関係機関との連携を図りつつ、将来就農が期待される農業関連学科の高校生等に対して、実学的な研修機会の提供や農業青年団体との交流促進等の支援に努める。

普及組織は、農業体験学習等農業に関する教育に取り組む関係団体に対して、情報提供、相談活動等必要な協力を行うよう努める。

4. 先進的な農業者等による外部評価の実施

なら食と農の魅力創造国際大学校は、研修教育の内容、その成果及び実施体制について、先進的な農業者、卒業者、関係機関等を含む委員による外部評価を実施し、その結果を踏まえて研修教育の内容等の改善を行うものとする。

第8 その他協同農業普及事業の実施に関する事項

県は、農業情勢の変化、農業政策の動向、普及指導活動の実態等を踏まえ、実情に即した協同農業普及事業の改善に取り組む。